

第一款 電子記録債権の発生、譲渡等	第一章 総則（第一条・第二条）
第二款 電子記録債権に係る意思表示等	第二章 電子記録債権法
第三節 発生（第十五条～第十六条）	第一節 通則
第四節 譲渡（第十七条～第二十条）	第二節 電子記録（第三条～第十二条）
第五節 消滅（第二十一条～第二十五条）	第三節 電子記録債権の変更（第十二条～第十四条）
第六節 電子記録事項の変更（第二十六条～第三十条）	第四節 電子記録債権保証（第三十一条～第三十三条）
第七節 質権（第三十六条～第四十二条）	第五節 電子記録債権の分割（第四十三条～第四十七条）
第八節 分割（第四十三条～第四十七条）	第六節 電子記録機関の変更（第四十七条～第五十六条）
第九節 電子記録債権機関の変更（第四十七条～第五十六条）	第七節 電子記録債権の債務（第五十七条～第五十九条）
第十節 雜則（第四十八条～第五十条）	第八節 電子記録債権の業務（第五十一条～第五十五条）
第三章 電子債権記録機関	第九節 電子記録債権の譲渡（第五十六条～第五十七条）
第一節 通則（第五十七条～第五十七条）	第十節 電子記録債権の譲渡等（第五十八条～第五十九条）
第二節 業務（第五十六条～第六十一条）	第十一節 電子記録債権の譲渡（第六十一条～第六十一条）
第三節 口座間送金決済等に係る措置（第六十二条～第六十六条）	第十二節 電子記録債権の譲渡等（第六十七条～第六十八条）
第四節 監督（第六十七条～第七十七条）	第十三節 電子記録債権の譲渡等（第七十七条～第八十一条）
第五節 合併、分割及び事業の譲渡（第七十一条～第七十一条）	第十四節 電子記録債権の譲渡等（第八十二条～第八十五条）
第六節 解散等（第八十二条～第八十五条）	第十五節 電子記録債権の譲渡等（第八十六条～第九十二条）
第七節 雜則（第八十六条～第九十二条）	第十六節 電子記録債権の譲渡等（第九十三条～第一百条）
附則	第一章 総則（趣旨）
（趣旨）	第一章 総則

第一条 この法律は、電子記録債権の発生、譲渡

等について定めるとともに、電子記録債権に係

る電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監

督等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「電子記録債権」と

は、その発生又は譲渡についてこの法律の規定

による電子記録（以下単に「電子記録」とい

う。）を要件とする金銭債権をいう。

この法律において「電子債権記録機関」と

は、第五十一条第一項の規定により主務大臣の

指定を受けた株式会社をいう。

（電子記録の方法）

第三条 電子記録は、電子債権記録機関が記録原

簿に記録事項を記録することによって行う。

（当事者の請求又は官公署の嘱託による電子記

録）

（電子記録の順序）

第四条 電子記録は、法令に別段の定めがある場

合を除き、当事者の請求又は官庁若しくは公署

の嘱託がなければ、することができない。

（当事者の請求又は官公署の嘱託による電子記

録）

（電子記録の手続に関するこの法律の手続

について準用する。）

（電子記録の手続）

第五条 電子記録の請求は、法令に別段の定めが

ある場合を除き、電子記録権利者及び電子記録

義務者（これらの者について相続その他の一般

承継があったときは、その相続人その他の一般

承継人。第三項において同じ。）双方がしなけ

ればならない。

電子記録権利者又は電子記録義務者（これら

の者について相続その他の一般承継があつたと

きは、その相続人その他の一般承継人。以下こ

の項において同じ。）に電子記録の請求をすべ

きことを命ずる確定判決による電子記録は、當

該請求をしなければならない他の電子記録権利

者又は電子記録義務者だけで請求することがで

きる。

（電子記録の効力）

第六条 電子記録の請求は、請求者の氏名又は名

称及び住所その他の電子記録の請求に必要な情

報として政令で定めるものを電子債権記録機

関に提供してしなければならない。

（請求の方法）

第七条 電子記録の請求は、請求者の氏名又は名

称及び住所その他の電子記録の請求に必要な情

報として政令で定めるものを電子債権記録機

関に提供してしなければならない。

（電子記録機関による電子記録）

第八条 電子記録機関は、この法律又はこの

法律に基づく命令の規定による電子記録の請求

があつたときは、遅滞なく、当該請求に係る電

子記録をしなければならない。

（電子記録機関による電子記録）

第九条 電子記録機関は、次に掲げる場合に

は、電子記録の訂正をしなければならない。た

だし、電子記録上の利害関係を有する第三者が

ある場合にあっては、当該第三者の承諾がある

ときには、電子記録の訂正等）

（電子記録の訂正等）

第十条 電子記録機関は、次に掲げる場合に

は、電子記録の訂正をしなければならない。

ただし、電子記録上の利害関係を有する第三者が

ある場合にあっては、当該第三者の承諾がある

ときには、電子記録の訂正等）

（電子記録の訂正等）

第十二条 電子記録の請求がなければすることができない電子記録

が、請求がなければすることができない電子記

記録が、請求がなければすることができない電子記

5 前項の規定による通知は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条その他の法法令の規定により他人に代わって電子記録の請求をした者にもしなければならない。ただし、その者が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

（不実の電子記録等についての電子債権記録機関の責任）

**第十一條** 電子債権記録機関は、前条第一項各号に掲げる場合又は同条第二項に規定するときは、これらの規定に規定する事由によつて当該電子記録の請求をした者その他の第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、電子債権記録機関の代表者及び使用人その他の従業者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

**第二款 電子記録債権に係る意思表示等**

（意思表示の取消しの原則）

**第十二条** 電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての民法第九十五条第一項又は第九十六条第一項若しくは第二項の規定による取消しは、善意でかつ重大な過失がない第三者（同条第一項の規定による強迫による意思表示の取消しについては、取消し後の第三者に限る。）に対抗することができない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 前項に規定する第三者が、支払期日以後に電子記録債権の譲渡、質入れ、差押え、仮差押え又は破産手続開始の決定（分割払の方方法により支払う電子記録債権の場合には、到来した支払期日に係る部分についてのものに限る。）があつた場合におけるその譲受人、質権者、差押債権者、仮差押債権者又は破産管財人であるとき。

二 前項の意思表示の取消しを対抗しようとする者が個人（当該電子記録において個人事業者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第二項に規定する事業者である個人をいう。以下同じ。）である旨の記録がされていいる者を除く。）である場合

（無権代理人の責任の特則）

**第十三条** 電子記録の請求における相手方に対する意思表示についての民法第百七十七条第二項第

二号の規定の適用については、同号中「過失」とあるのは、「重大な過失」とする。  
(権限がない者の請求による電子記録についての電子債権記録機関の責任)

**第十四条** 電子債権記録機関は、次に掲げる者の請求により電子記録をした場合には、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。ただし、電子債権記録機関の代表者及び使用人その他の従業者がその職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

一 代理権を有しない者

二 他人になりすました者

**第二節 発生**

**(電子記録債権の発生)**

**第十五条** 電子記録債権(保証記録に係るもの及び電子記録保証をした者(以下「電子記録保証人」という。)が第三十五条第一項(同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定により取得する電子記録債権(以下「特別求償権」という。)を除く。次条において同じ。)は、発生記録をすることによって生ずる。(発生記録)

**第十六条** 発生記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 債務者が一定の金額を支払う旨

二 支払期日(確定日に限るものとし、分割払の方法により債務を支払う場合にあつては、各支払期日とする。)

三 債権者の氏名又は名称及び住所

四 債権者が二人以上ある場合において、その債権が不可分債権又は連帶債権であるときはその旨、可分債権であるときは債権者ごとの債権の金額

五 債務者の氏名又は名称及び住所

六 債務者が二人以上ある場合において、その債務が不可分債務又は連帶債務であるときはその旨、可分債務であるときは債務者ごとの債務の金額

七 記録番号(発生記録、分割記録又は記録機関変更記録をする際に同一の債権記録ごとに付す番号をいう。以下同じ。)

八 電子記録の年月日

九 発生記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。

一 第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に関する契約に係る支払をするときは、そ

二 第六十四条に規定する契約に係る支払をするときは、その旨  
三 前二号に規定するもののほか、支払方法についての定めをするときは、その定め（分割支払の方法により債務を支払う場合にあっては、各支払期日ごとに支払うべき金額を含む。）  
四 利息、遅延損害金又は違約金についての定めをするときは、その定め  
五 期限の利益の喪失についての定めをするときは、その定め  
六 相殺又は代物弁済についての定めをするときは、その定め  
七 弁済の充当の指定についての定めをするときは、その定め  
八 第十九条第一項（第三十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定を適用しない旨の定めをするときは、その定め  
九 債権者又は債務者が個人事業者であるときは、その旨  
十 債務者が法人又は個人事業者（その旨の記録がされる者に限る。）である場合において、第二十条第一項（第三十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定を適用しない旨の定めをするときは、その定め  
十一 債務者が法人又は個人事業者（その旨の記録がされる者に限る。）であつて前号に掲げる定めが記録されない場合において、債務者が債権者（譲渡記録における譲受人を含む。以下この項において同じ。）に対抗することができる抗弁についての定めをするときは、その定め  
十二 譲渡記録、保証記録、質権設定記録、分割記録若しくは記録機関変更記録をすることができることとし、又はこれらの電子記録について回数の制限その他の制限をする旨の定めをするときは、その定め  
十三 債権者と債務者との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め  
十四 債権者と債務者との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め  
十五 電子債権記録機関が第七条第二項の規定により保証記録、質権設定記録、分割記録若

十六 前各号に掲げるもののほか、電子記録債権の内容となるものとして政令で定める事項（以下単に「消費者」という。）についてされた第一項第一号から第六号までに掲げる事項のいずれかの記録が欠けているときは、電子記録債権は、発生しない。

十七 消費者契約第二条第一項に規定する消費者（以下単に「消費者」という。）についてされた第一項第九号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。

十八 第一項及び第二項の規定にかかるらず、電子債権記録機関は、業務規程の定めるところにより、第一項第二号（分割払の方法により債務を支払う場合における各支払期日の部分に限る）及び第二項各号（第一号、第二号及び第九号を除く。）に掲げる事項について、その記録をしないこととし、又はその記録を制限することができる。

### 第三節 譲渡

十九 (電子記録債権の譲渡)

二十 (電子記録債権の譲渡をする旨)

二十一 (譲渡人が電子記録義務者の相続人であるとき)  
二十二 (譲受人の氏名及び住所)

二十三 (譲受人の氏名又は名称及び住所)

二十四 (電子記録の年月日)

二十五 (譲渡記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。  
一 発生記録（当該発生記録の記録事項について変更記録がされているときは、当該変更記録を含む。以下同じ。）において債務の支払を債権者口座に対する払込みによつてする旨の定めが記録されている場合において、譲渡記録に当たり譲受人が譲受人の預金又は貯金の口座に対する払込みによつて支払を受けた旨の定めが記録される場合において、譲渡記録に当該口座に対する払込みをする預金又は貯金の口座の変更に関する定めが記録されているときは、これと抵触しないものに限る。)

二十六 (譲渡人が個人事業者であるときは、その旨

三 謙渡人と謙受人（謙渡記録後に謙受人として記録された者を含む。次号において同じ。）との間の通知の方法についての定めをするときは、その定めについての定めをするときは、その定め五 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

四 謙渡人と謙受人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め六 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

五 消費者についてされた前項第二号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。

六 電子債権記録機関は、発生記録において第六条第二項第十二号又は第五十五号に掲げる事項（謙渡記録に係る部分に限る）が記録されているときは、その記録の内容に抵触する謙渡記録をしてはならない。（善意取得）

七 第十九条 謙渡記録の請求により電子記録債権の譲受人として記録された者は、当該電子記録債権を取得する。ただし、その者に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

八 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。  
一 第十六条第二項第八号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項に規定する者が、支払期日以後にされた謙渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものについては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の謙受人として記録されたものである場合

三 個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である電子記録債権の譲受人がした譲渡記録の請求における謙受人に対する意思表示が効力を有しない場合において、前項に規定する者が当該謙渡記録後にされた謙渡記録の請求により記録されたものであるとき。

（抗弁の切断）

第二十条 発生記録における債務者又は電子記録債権の債務者（以下「電子記録債務者」という。）は、電子記録債権の債務者に当該電子記録債権を譲渡した者に対する人的関係に基づく抗弁をもつて当該債権者に対抗することができない。ただし、当該債権者が、当該電子記録債務者を害することを知つて当該電子記録債権を取得したときは、この限りでない。

九 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第十六条第二項第十号又は第三十二条第二項第六号に掲げる事項が記録されている場合

二 前項の債権者が、支払期日以後にされた謙渡記録の請求により電子記録債権（分割払の方法により支払うものについては、到来した支払期日に係る部分に限る。）の謙受人として記録されたものである場合

三 前項の電子記録債務者が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合

四 第四節 消滅

（支払免責）

第二十二条 電子記録債務者（その相続人その他の一般承継人を含む。以下この項において同じ。）が電子記録債権を取得した場合には、民法第五百二十条本文の規定にかかわらず、当該電子記録債権は消滅しない。ただし、当該電子記録債務者は当該電子記録債務者の承諾を得た他の電子記録債務者の請求により、当該電子記録債権の取得に伴う混同を原因とする支払等記録がされたときは、この限りでない。

五 支払等をした者が当該支払等をするについて民法第五百条の正当な利益を有する者であるときは、その事由

六 電子記録の年月日

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

（支払等記録の請求）

第二十五条 支払等記録は、次に掲げる者だけに請求することができる。

一 当該支払等記録についての電子記録義務者

二 前号に掲げる者の相続人その他の一般承継人

三 次に掲げる者であつて、前二号に掲げる者全員の承諾を得たもの

イ 電子記録債務者

ロ 支払等をした者（前二号及びイに掲げる者を除く。）

ハ イ又はロに掲げる者の相続人その他の一般承継人

四 電子記録の年月日

（求償権の譲渡）

第二十六条 電子記録債権又はこれを目的とする質権の譲渡による変更記録

一 変更する記録事項

二 前号の記録事項を変更する旨及びその原因

三 第一号の記録事項についての変更後の内容（当該記録事項を記録しないこととする場合にあつては、当該記録事項を削除する旨）

四 電子記録の年月日

（変更記録の記録事項）

第二十七条 変更記録においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 変更する記録事項

二 前号の記録事項を変更する旨及びその原因

三 第一号の記録事項についての変更後の内容（当該記録事項を記録しないこととする場合にあつては、当該記録事項を削除する旨）

四 電子記録の年月日

（変更記録の記録事項）

第二十八条 債権記録に支払等をした者として記録されている者であつて当該支払等により電子記録債権の債務者に代位したもののがした求償権（特別求償権を除く。）の譲渡に伴い当該電子記録債権が移転した場合における変更記録は、その者の氏名又は名称及び住所を当該求償権の譲受人の氏名又は名称及び住所に変更する記録をすることによって行う。

（変更記録の請求）

第二十九条 変更記録の請求は、当該変更記録につき電子記録上の利害関係を有する者（その者について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他の一般承継人）の全員がしなければならない。

一 前項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併による電子記録名義人又は電子記録債務者の変更を内容とする変更記録は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人だけで請求することができる。ただし、相続人が二人以上ある場合には、その全員が当該変更記録を請求しなければならない。

二 前項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併による電子記録名義人又は電子記録債務者の変更を内容とする変更記録は、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人だけで請求することができる。ただし、相続人が二人以上ある場合には、その全員が当該変更記録を請求しなければならない。

三 第五条第二項及び第三項の規定は、第一項及び前項ただし書の場合について準用する。

四 第一項の規定にかかわらず、電子記録名義人又は電子記録債務者の氏名若しくは名称又は住所についての変更記録は、その者が単独で請求することができる。他の者の権利義務に影響を

されている場合でなければ、することができない。

##### 第五節 記録事項の変更

（電子記録債権の内容等の意思表示による変更）  
こととなる電子記録名義人に對する債務を特定するために必要な事項

二 支払等をした金額その他の当該支払等の内容（利息、遅延損害金、違約金又は費用が生じている場合にあつては、消滅した元本の額を含む。）

三 支払等があつた日

四 支払等をした者（支払等が相殺による債務の消滅である場合にあつては、電子記録名義人が当該相殺によつて免れた債務の債務者。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所

五 支払等をした者が当該支払等をするについて民法第五百条の正当な利益を有する者であるときは、その事由

六 電子記録の年月日

及ぼさないことが明らかな変更記録であつて業務規程の定めるものについても、同様とする。  
(変更記録が無効な場合における電子記録債務  
者の責任)

七 保証人が法人又は個人事業者（その旨の記録がされる者に限る。）であつて前号に掲げる定めが記録されない場合において、保証人が債権者（譲渡記録における譲受人を含む。

これらの権利の行使によって主たる債務者がその債務を免れるべき限度において、当該電子記録は、債務者は、債権者に對して債務の履行を拒むことができる。

2 民法第三百六十二条第二項の規定は、前項の質権については、適用しない。

**第三十条** 変更記録がその請求の無効、取消しその他他の事由により効力を有しない場合には、当該変更記録前に債務を負担した電子記録債務者は、当該変更記録前の債権記録の内容に従つて責任を負う。ただし、当該変更記録の請求における相手方に対する意思表示を適法にした者においては、当該意思表示をした電子記録債務者は、当該変更記録以後の債権記録の内容に従つて責任を負う。

前項本文に規定する場合には、当該変更記録後に債務を負担した電子記録債務者は、当該変更記録後の債権記録の内容に従つて責任を負う。

## 第六節 電子記録保証

**第三十一条** 電子記録保証に係る電子記録債権は、保証記録をすることによって生ずる。

(保証記録)

項を詰銘しないければならない  
一 保証をする旨

三 二  
保証人の氏名又は名称及び住所  
主たる債務者の氏名又は名称及び住所その

他主たる債務を特定するためには必要な事項

2 保証記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。

一、保証の範囲を限定する旨の定めをするときは、その定め

## 二 遅延損害金又は違約金についての定めをす るときは、その定め

三 相殺又は代物弁済についての定めをすると  
るときは、その定め

きは、その定め

五 保証人が個人事業者であるときは、その旨  
きは、その定め

六 保証人が法人又は個人事業者（その旨の記録がされる者に限る。）である場合において、

保証記録をした時の債権者に対抗することができる事由について第二十条第一項（第三十

てきる事由にしつて第二二二条第一項（第三二二条）において読み替えて準用する場合を含む。の規定を適用しない旨の定めをするときは、その定め

七 保証人が法人又は個人事業者（その旨の記録がされる者に限る。）であつて前号に掲げる定めが記録されない場合において、保証人が債権者（譲渡記録における譲受人を含む。以下この項において同じ。）に対抗することができる抗弁についての定めをするときは、その定め

八 債権者と保証人との間の通知の方法についての定めをするときは、その定め

九 債権者と保証人との間の紛争の解決の方法についての定めをするときは、その定め

十 前各号に掲げるもののほか、政令で定める事項

第一項 第一号から第三号までに掲げる事項のいずれかの記録が欠けているときは、電子記録保証による電子記録債権は、発生しない。

二 消費者についてされた第二項第五号に掲げる事項の記録は、その効力を有しない。

三 第一項第一号から第三号までに掲げる事項のいずれかの記録が欠けているときは、電子記録保証による電子記録債権は、発生しない。

四 （保証記録に係る部分に限る。）が記録されていりときは、その記録の内容に抵触する保証記録をしてはならない。

（電子記録保証の独立性）

第三十三条 電子記録保証債務は、その主たる債務者として記録されている者がその主たる債務を負担しない場合（第十六条第一項第一号から第六号まで又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の記録が欠けている場合を除く。）においても、その効力を妨げられない。

二 前項の規定は、電子記録保証人が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合には、適用しない。

（民法等の適用除外）

第三十四条 民法第四百五十二条、第四百五十三条及び第四百五十六条から第四百五十八条までの並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百十一條第二項の規定は、電子記録保証については、適用しない。

二 前項の規定にかかわらず、電子記録保証人が個人（個人事業者である旨の記録がされている者を除く。）である場合には、当該電子記録保証人は、主たる債務者が主張することができる抗弁をもつて債権者に対抗することができる。

三 第一項の規定にかかるわらず、前項に規定する場合において、主たる債務者が債権者に対して相殺権、取消権又は解除権を有するときは、こ

**(特別求償権)** 第三十五条 発生記録によつて生じた債務を主たる債務者があらわす債務とする電子記録保証人が出えん（弁済その他の自己の財産をもつて主たる債務として記録された債務を消滅させるべき行為をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、その旨の支払等記録がされたときは、民法第四百五十九条、第四百五十九条の二、第四百六十二条、第四百六十三条及び第四百六十五条の規定にかかわらず、当該電子記録保証人は、次に掲げる者に対し、出えんにより共同の免責を得た額、出えんをした日以後の遅延損害金の額及び避けることができなかつた費用の額の合計額について電子記録債権を取得する。ただし、第三号に掲げる者に対しては、自己の負担部分を超えて出えんをした額のうち同号に掲げる者の負担部分の額に限る。

一 主たる債務者

二 当該出えんをした者が電子記録保証人となる前に当該者を債権者として当該主たる債務と同一の債務を主たる債務とする電子記録保証人としていた他の電子記録保証人

三 当該主たる債務と同一の債務を主たる債務とする他の電子記録保証人（前号に掲げる者及び電子記録保証人となる前に当該出えんをした者の電子記録保証人と係る債権者であつたものを除く。）

前項の規定は、同項の規定によつて生じた債務を主たる債務とする電子記録保証債務を主たる債務とした場合について準用する。

3 第一項の規定は、電子記録保証債務を主たる債務とする電子記録保証人が出えんをした場合について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及びその出えんを主たる債務者として記録されるる電子記録保証人がしたとするならば、次に掲げる者に該当することとなるもの」と読み替えるものとする。

質権については、適用しない。

民法第三百六十二条第二項の規定は、前項の民法第二百九十六条から第三百四条まで、第三百四十四条、第三百四十二条、第三百四十三条、第三百四十六条、第三百四十八条、第三百四十九条、第三百五十一条、第三百七十三条、第三百七十四条、第三百七十八条、第三百九十条、第三百九十五条、第三百九十八条の二から第三百九十八条の十まで、第三百九十八条の十九、第三百九十九条、第三百九十八条の二十（第一項第三号を除く。）及び第三百九十八条の二十二の規定は、第一項の質権について準用する。

（質権設定記録の記録事項）

**第三十七条** 質権設定記録（根質権の質権設定記録を除く。次項において同じ。）においては、次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 質権を設定する旨

二 質権者の氏名又は名称及び住所

三 被担保債権の債務者の氏名又は名称及び住所、被担保債権の額（一定の金額を目的としたない債権については、その価額。以下同じ。）その他被担保債権を特定するために必要な事項

四 一の債権記録における質権設定記録及び転記の電子記録がされた順序を示す番号（以下同じ。「質権番号」という。）

五 電子記録の年月日

六 質権設定記録においては、次に掲げる事項を記録することができる。

一 被担保債権につき利息、遅延損害金又は違約金についての定めがあるときは、その定め

二 被担保債権に付した条件があるときは、その条件

三 前条第三項において準用する民法第三百四十六条ただし書の別段の定めをするときは、その定め

四 質権の実行に関し、その方法、条件その他の事項について定めをするときは、その定め

五 発生記録において電子記録債権に係る債務の支払を債権者口座に対する払込みによつてする旨の定めが記録されている場合において、質権設定記録に当たり質権者が質権者の預金又は貯金の口座に対する払込みによつて支払を受けようとするときは、当該口座（発生記録において払込みをする預金又は貯金の口座の変更に関する定めが記録されているときは、これと抵触しないものに限る。）



電子記録債権の各支払期日ごとに支払うべき金額（原債権記録に記録されている対応する各支払期日ごとに支払うべき金額の範囲内のものに限る。）

四 原債権記録に記録可能回数が記録される場合には、当該記録可能回数（分割記録の記録可能回数にあっては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数）のうち、分割債権記録における記録可能回数（電子債権記録機関は、分割債権記録に前項第一号を掲げる事項を記録したときは当該事項を原債権記録から転写した旨及びその年月日を、同項第二号から第四号までに掲げる事項を記録したときはその記録の年月日を当該分割債権記録に記録しなければならない。

（分割記録に伴う原債権記録への記録）  
第四十六条 電子債権記録機関は、分割記録とともに、原債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 分割債権記録に記録される電子記録債権について原債権記録に記録されている事項のうち、前条第一項第一号イからハまでに掲げる事項の記録を削除する旨

二 発生記録における債務者が分割記録の直前に原債権記録に記録されていた第十六条第一項第一号（当該原債権記録が他の分割における分割債権記録である場合にあっては、第四十一条第一項第三号）に規定する一定の金額から分割債権記録に記録される第四十四条第一項第三号に規定する一定の金額を控除して得た金額を支払う旨

三 分割債権記録に記録される電子記録債権が原債権記録において分割払の方法により債務を支払うものとして記録されている場合に分割記録の後も原債権記録に引き続き記録されることとなる支払期日

四 前号に規定する場合において、分割記録の後も原債権記録に引き続き記録されることとなる支払期日ごとに支払うべき金額

五 原債権記録に記録可能回数が記録される場合には、当該記録可能回数（分割記録の記録可能回数にあっては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数）から分割債権記録における記録可能回数を控除した残りの記録可能回数

2 電子債権記録機関は、原債権記録に前項各号に掲げる事項を記録したときは、その記録の年月日を当該原債権記録に記録しなければならない。（主務省令への委任）

（第四十七条 第四十三条第三項及び前十三条の規定にかかるわらず、次に掲げる場合における分割記録の請求、分割記録の記録事項並びに分割記録に伴う分割債権記録及び原債権記録への記録について必要な事項は、これらの規定の例に準じて主務省令で定める。）

一 原債権記録に債務者ごとの債権の金額又は債務者ごとの債務の金額が記録されている場合

二 原債権記録に第三十二条第二項第一号に掲げる事項が記録された保証記録がされている場合

三 原債権記録に特別求償権が記録されている場合

四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める場合

（第九節 電子債権記録機関の変更）  
第四十七条の二 電子記録債権は、その電子記録を行う電子債権記録機関の変更（以下単に「電子債権記録機関の変更」という。）をすることができる。

2 電子債権記録機関の変更は、次条から第四十一条までの規定により、電子債権記録機関の変更をしようとする電子記録債権についての債権記録（以下「変更前債権記録」という。）を記録する原簿に記録している電子債権記録機関（以下「変更前電子債権記録機関」という。）から分離する事項を記録したときは、遅滞なく、変更後電子債権記録機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 変更前電子債権記録機関の名称及び住所

二 変更後電子債権記録機関の名称及び住所

三 電子記録の年月日

（記録機関変更記録）  
第四十七条の三 記録機関変更記録の請求は、変更前債権記録の記録事項を記録する債権記録（以下「変更前債権記録」という。）に記録機関変更記録をする（以下「変更後債権記録」という。）に記録機関（以下「変更後電子債権記録機関」という。）がその記録原簿に記録する（以下「記録機関変更記録の請求等」という。）が、その記録原簿新たに作成し、変更前電子債権記録機関の名称及び住所（以下「変更前電子債権記録機関の記録の禁止」という。）から分離する事項を記録したときは、遅滞なく、変更後電子債権記録機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 変更前電子債権記録機関は、前項の規定による記録をしたときは、遅滞なく、変更後電子債権記録機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

二 変更前電子債権記録の記録事項（以下「変更前電子債権記録の記録の禁止」という。）に記録機関（以下「変更後電子債権記録機関」という。）に記録機関変更記録をする（以下「変更後電子債権記録機関」という。）が、その記録原簿新たに作成し、変更前電子債権記録機関の名称及び住所（以下「変更前電子債権記録機関の記録の禁止」という。）から分離する事項を記録したときは、遅滞なく、変更後電子債権記録機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

（記録機関変更記録の請求等）  
第四十七条の四 記録機関変更記録の請求は、変更前債権記録の記録事項を記録する債権記録（以下「変更後債権記録」という。）に記録機関変更記録をする（以下「変更後電子債権記録機関」という。）に記録機関（以下「変更後電子債権記録機関」という。）がその記録原簿新たに作成し、変更前電子債権記録機関の名称及び住所（以下「変更前電子債権記録機関の記録の禁止」という。）から分離する（以下「変更後電子債権記録機関の記録の禁止」という。）に記録機関（以下「変更後電子債権記録機関」という。）に記録機関変更記録をする（以下「変更後電子債権記録機関」という。）が、その記録原簿新たに作成し、変更前電子債権記録機関の名称及び住所（以下「変更前電子債権記録機関の記録の禁止」という。）から分離する事項を記録したときは、遅滞なく、変更後電子債権記録機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

（記録機関変更記録の記録事項等）  
第四十七条の五 変更後電子債権記録機関は、第

2 記録機関変更記録においては、変更後債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。この場合において、変更後電子債権記録機関は、変更後債権記録に第十六条第二項第十五号に掲げる事項を記録することができる。

一 変更前債権記録機関の変更をした旨

二 変更後債権記録の記録番号

三 第四十七条の三第五項第一号及び第二号に掲げる事項（記録機関変更記録の記録可能回数にあっては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数）

四 電子記録の年月日

（第十節 雜則）  
第四十八条 電子記録債権又はこれを目的とする質権（以下この項において「電子記録債権等」という。）については、信託の電子記録をしなければ、電子記録債権等が信託財産に属することを第三者に对抗することができない。

二 この法律に定めるもののほか、信託の電子記録に關し必要な事項は、政令で定める。

（信託の電子記録）  
第四十九条 電子債権記録機関は、電子記録債権に関する強制執行、滞納処分その他の処分の制限がされた場合において、これらの処分の制限に係る書類の送達を受けたときは、遅滞なく、強制執行等の電子記録をしなければならない。

二 強制執行等の電子記録に關し必要な事項は、政令で定める。

三 電子記録債権に関する強制執行、仮差押え及び仮処分、競売並びに没収保全の手続に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(政令への委任)

**第五十条** この法律に定めるもののほか、電子記録債権の電子記録の手続その他電子記録に関する事項は、政令で定める。

### 第三章 電子債権記録機関

#### 第一節 通則

(電子債権記録業を営む者の指定)

**第五十一条** 主務大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、第五十六条に規定する業務（以下「電子債権記録業」という。）を営む者として、指定することができます。

一 次に掲げる機関を置く株式会社であること。  
二 取締役会  
三 監査役会、監査等委員会又は指名委員会等（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する指名委員会等をいう。）  
四 会計監査人

五 第七十五条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。

四 取締役、会計参与、監査役又は執行役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。  
イ 心身の故障のため電子債権記録業に係る職務を適正に執行することができない者としして主務省令で定める者

ハ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者ハ拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第七十五条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けているこの項の指定に類する行政处分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役（外国会

社における外国の法令上これらに相当する者を含む。ホにおいて同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者ホ第七十五条第一項の規定又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、会計参与、監査役又は執行役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ハ この法律、会社法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十八条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条から第四十九条まで、第五十条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第五十五条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五 定款及び電子債権記録業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより電子債権記録業を適正かつ確實に遂行するためには十分であると認められること。

六 電子債権記録業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有し、かつ、電子債権記録業に係る収支の見込みが良好であると認められるること。

七 その人の構成に照らして、電子債権記録業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

（指定の申請）

#### 第二節 業務

##### （電子債権記録機関の業務）

**第五十六条** 電子債権記録機関は、この法律及び業務規程の定めるところにより、電子記録債権に係る電子記録に関する業務を行ふものとする。

四 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあつては取締役、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役）の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称

六 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第三号及び第四号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二 定款

三 会社の登記事項証明書

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるものほか、主務省令で定める書類

八 前項の場合において、定款、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、書類に代えて電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。）を添付することができる。

（資本金の額等）

九 第五十三条 電子債権記録機関の資本金の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

一〇 前項の政令で定める金額は、五億円を下回ってはならない。

（適用除外）

十一 第五十四条 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条（秘密保持義務）

十二 第五十五条 電子債権記録機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

（適用除外）

十三 第五十四条 会社法第三百三十一条第二項ただし書（同法第三百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第二項（同法第三百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百三十六条第二項及び第四百二条（秘密保持義務）

十四 第五十五条 電子債権記録機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員）、監査役、執行役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、電子債権記録業に関しても知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（第二節 業務）

##### （電子債権記録機関の業務）

**第五十六条** 電子債権記録機関は、主務省令で定めるところにより、電子債権記録業の一部を営むことができる。

（電子債権記録機関の業務の一部の委託）

（電子債権記録機関は、主務省令で定めるところにより、電子債権記録業の一部を営むことができる。）

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）

（他の者に委託することができる。）

（銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）

（その他の政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）

（他の者に委託することができる。）

（銀行等は、他の法律の規定にかかるわらず、前項の規定による委託を受け、当該委託に係る業務を行うことができる。）

（業務規程）

（電子債権記録機関は、業務規程において、電子記録の実施の方法、第六十二条第一項に規定する口座間送金決済に関する契約又は第六十四条に規定する契約に係る事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。）

（銀行等は、他の法律の規定にかかるわらず、前項の規定による委託を受け、当該委託に係る業務を行うことができる。）

（業務規程）

（電子債権記録機関を利用する者の保護）

（電子債権記録機関は、当該電子債権記録機関を利用する者の保護に欠けることのないよう）。

（差別的取扱いの禁止）

（第六十一条 電子債権記録機関は、特定の者に対する不當な差別的取扱いをしてはならない。）

（第三節 口座間送金決済等に係る措置）

（第六十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第六十三条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第六十四条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第六十五条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第六十六条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第六十七条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第六十八条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第六十九条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第七十条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第七十一条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第七十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第七十三条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第七十四条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第七十五条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第七十六条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第七十七条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第七十八条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第七十九条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第八十条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第八十一条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第八十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第八十三条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第八十四条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第八十五条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第八十六条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第八十七条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第八十八条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第八十九条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十一条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十三条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十四条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十五条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十六条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十七条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十八条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十九条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十一条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十三条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十四条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十五条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十六条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十七条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十八条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十九条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十一条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十三条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十四条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十五条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十六条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十七条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十八条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十九条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十一条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十三条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十四条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十五条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十六条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十七条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十八条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十九条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十一条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十三条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十四条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十五条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十六条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十七条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十八条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十九条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十一条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十三条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十四条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十五条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十六条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十七条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十八条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十九条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十一条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十二条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十三条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十四条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十五条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十六条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十七条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（第九十八条 電子債権記録機関は、債務者及び銀行等と口座間送金決済等に係る契約）

（



う。以後は、当該債権記録に記録された電子記録債権の内容をその権利とする債権及びこれを目的とする質権として存続するものとする。

4 効力失効日に電子記録保証人であった者が前項の債権についての弁済その他自己の財産をもつて主たる債務として記録されていた債務を消滅させるべき行為をしたときは、その者は、特別求償権と同一の内容の求償権を取得する。

5 主務大臣は、効力失効日以後、速やかに、第一項に規定する債権記録がその効力を失った旨を官報で公示しなければならない。

（合併により消滅した電子債権記録機関の権利義務を承継した者又は一般承継人）

5 営業を當まないものに限る。以下この章において同じ。は、効力失効日以後、直ちに、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める事項（債務者口座を除く。）について、当該事項の全部を証明した書面を送付しなければならない。

一 効力失効日に電子記録名義人であった者

二 効力失効日に債権記録に記録されていた事項（債務者口座を除く。）について、当該事項の全部を証明した書面を送付しなければならない。

（合併により消滅した電子債権記録機関の権利義務を當まないものに限る。以下この章において同じ。）は、効力失効日以後、直ちに、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める事項（債務者口座を除く。）について、当該事項の全部を証明した書面を送付しなければならない。

イ 第十八条第二項第三号若しくは第四号、第三十七条第二項第六号若しくは第七号又は同条第四項第四号若しくは第五号に掲げる事項が記録されている事項を除き、すべての事項。

ロ 個人が譲渡人又は譲受人として記録されていた譲渡記録等

ハ 効力失効日に電子記録名義人であった者

が変更記録において記録されていた場合における当該変更記録に係る譲渡記録等

二 効力失効日に電子記録債務者として記録されていた者

が効力失効日に債権記録に記録さ

れていた事項（この号に掲げる者が分割債権記録に記録されていた者であるときは、当該分割債権記録に至るまでの各原債権記録中の当該分割債権記録に至る分割記録がされる前に記録された事項を含む。）

## 第五節 合併、分割及び事業の譲渡

（特定合併の認可）

第七十八条 電子債権記録機関を全部又は一部の当事者とする合併（合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が電子債権記録業を當む場合に限る。以下この条において「特定合併」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、特定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社（以下この条において「特定合併後の電子債権記録機関」という。）について第五十二条第一項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 合併認可申請書には、合併契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 特定合併後の電子債権記録機関が第五十二条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われる見込まれること。

三 設立会社が第五十二条第一号及び第四号から第七号までに掲げる要件に該当すること。

四 設立会社が第五十二条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

五 設立会社は、新設分割の時に第五十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

六 設立会社は、新設分割をした電子債権記録機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可その他の处分に基づいて有する権利義務を承継する。

## （吸収分割の認可）

第八十条 電子債権記録機関が他の株式会社に電子債権記録業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割（以下この条において単に「吸収分割」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、吸収分割により電子債権記録業の全部又は一部を承継する株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した事業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 事業譲渡認可申請書には、譲渡契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 設立会社が第五十二条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 譲受会社（電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われる見込まれること。

三 設立会社が第五十二条第一号及び第四号から第七号までに掲げる要件に該当すること。

四 設立会社は、新設分割の時に第五十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

五 設立会社は、新設分割をした電子債権記録機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可その他の处分に基づいて有する権利義務を承継する。

## （事業譲渡の認可）

第八十一条 電子債権記録機関が他の株式会社に電子債権記録業の全部又は一部の譲渡（以下この条において「事業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、事業譲渡により電子債権記録業の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した事業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 事業譲渡認可申請書には、譲渡契約の内容を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）その他主務省令で定める書面又は電磁的記録を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 設立会社が第五十二条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 譲受会社（電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われる見込まれること。

三 設立会社が第五十二条第一号及び第四号から第七号までに掲げる要件に該当すること。

四 設立会社は、新設分割の時に第五十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

五 設立会社は、新設分割をした電子債権記録機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可その他の处分に基づいて有する権利義務を承継する。

合しているかどうかを審査しなければならない。一 承継会社が第五十二条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われると見込まれること。

三 第二項の指定を受けたものとみなす。

四 承継会社は、吸収分割をした電子債権記録機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の承継を除く。）は、吸収分割の時に第五十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

五 承継会社は、承継を受けたものとみなす。

六 承継会社は、吸収分割をした電子債権記録機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の承継を除く。）は、吸収分割の時に第五十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

七 承継会社は、承継を受けたものとみなす。

八 承継会社が承継する電子債権記録業

九 承継会社が第五十二条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

十 譲受会社（電子債権記録業の承継が円滑かつ適切に行われる見込まれること。

十一 譲受会社が第五十二条第一号及び第四号から第七号までに掲げる要件に該当すること。

十二 譲受会社は、新設分割の時に第五十二条第一項の指定を受けたものとみなす。

十三 譲受会社は、新設分割をした電子債権記録機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可その他の处分に基づいて有する権利義務を承継する。

2 前項の認可を受けようとする電子債権記録機関は、新設分割により設立される株式会社（以下この条において「設立会社」という。）について次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第五十二条第一項各号に掲げる事項。

二 設立会社が承継する電子債権記録業

三 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

四 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

五 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

六 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

七 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

八 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

九 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

十 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

十一 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

十二 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

十三 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

十四 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

十五 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

十六 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

十七 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

十八 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

十九 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

二十 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

二十一 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

二十二 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

二十三 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

二十四 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

二十五 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

二十六 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

二十七 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内

二十八 新設分割認可申請書には、新設分割計画の内





び第六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日  
域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)  
、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十一条、第一百二十三条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十八条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日  
(行政手続等に関する経過措置)  
**第二条** この法律(前条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(次條項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政手続その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。  
(罰則に関する経過措置)  
**第三条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(検討)

附則抄(令和四年六月一七日法律第六八)

旅行其目

期日

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日  
附 則（令和五年六月一四日法律第五三

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

定 公布の日

規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定（の略）の下に「又は電磁的記録に記録され

てある事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十二条第一項第三号

の改正規定、同法第百八十二条第一項の改正規定、同条第四項の改正規定、同法第百八十三条

の改正規定、同法第百八十九条の改正規定及び同法第百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び

第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三

十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定（民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。）、第四十七条中鉄道抵当

法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規

定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条

の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日